

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

平成二十九年埼玉県告示第八百六十一号で公示した公共測量は、平成二十九年十月六日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司